

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

子育て・教育減税

Q:平成11年度の改正では、所得税の扶養控除の額が引き上げられたそうですが、どの程度引き上げられたのでしょうか。

A:平成11年分の所得税から、16歳未満の扶養控除を10万円、特定扶養親族の扶養控除を5万円引き上げることになりました。

【解説】

サラリーマンなどの中堅所得者層について、子供に着目した扶養控除の加算等により、子育てや子供の教育の負担を軽減するために、扶養控除が引き上げられました。

今回の改正で、16歳未満の扶養親族については、その控除額が10万円アップする特例措置が講じられ、48万円になりました。

また、特定扶養親族(年齢16歳以上23歳未満の扶養親族)についても、5万円アップされ、63万円になりました。

この改正は、平成11年分以後の所得税から適用されます。

また、個人住民税についても、平成12年分以後について、特定扶養親族に係る控除額が2万円引き上げられています。

ただし、個人住民税については、所得税における16歳未満の扶養控除の改正はありません。

